

京都市告示第563号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年1月18日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	清水水0016号	東山区星野町89番地の6地先 同町88番地地先	
2	常盤水0012号	右京区常盤森町3番地の1地先 同町6番地の1地先	
3	大原野水0711号	西京区大原野上里南ノ町40番地の1地先 同上	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	勧修寺水0092号	山科区勧修寺縄手町120番地の1 同上	
2	川島水0051号	西京区川島北裏町46番地地先 同町58番地の9地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	西賀茂水0096号	北区西賀茂北川上町87番地の2地先 同町87番地の1地先	
2	岩倉水0319号	左京区岩倉幡枝町589番地の4地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)